

○福津市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

平成17年7月1日

規則第157号

改正 平成18年3月7日規則第6号

令和元年12月13日規則第30号

令和2年8月14日規則第30号

令和7年3月28日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、福津市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年福津市条例第158号。以下「条例」という。)第18条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 市長は、条例第2条に規定する指定管理者の公募については、福津市役所掲示場への掲示又は広報若しくはホームページへの掲載等、必要な措置を講じなければならない。

(指定の申請方法等)

第3条 条例第3条に規定する申請書は、指定管理者指定申請書(様式第1号。以下「指定申請書」という。)とする。

2 条例第3条に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 定款、寄付行為、規約等

(2) 法人の登記簿謄本

(3) 法人の印鑑証明書

(4) 役員の名簿及び履歴書

(5) 法人その他の団体の設立趣旨、組織及び運営に関する事項の概要がわかる書類

(6) 法人その他の団体の事業計画書、収支予算書(指定申請書を提出する日の属する事業年度のもの)

(7) 法人その他の団体の事業報告書、収支決算書又は貸借対照表、損益計算書等(指定申請書を提出する日の属する前事業年度のもの)

(8) 指定申請書で申請した施設に関する事業計画書(様式第2号)

(9) 指定申請書で申請した施設に関する収支計画書(様式第3号)及び収支計算書算定内訳書(様式第4号)

(10) 市税に滞納がない旨の証明書

(11) 欠格事項に該当しない旨の宣誓書(様式第5号)

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 条例第3条の規定による指定管理者の指定の申請は、法人にあつては前項第1号から第12号まで、その他の団体にあつては同項第1号及び第4号から第12号までに規定する書類を指定申請書に添付し、市長に提出しなければならない。

(添付書類の特例)

第4条 条例第3条に規定する申請団体において、前条第2項第9号の要件を満たす収支計画書及び収支計算書算定内訳書を作成した場合は、これをもって様式第3号及び様式第4号に代えることができる。

2 条例第3条に規定する書類の中で、書類を提出できない事由等があると市長が特に認めるときは、これを変更し、又は省略することができる。

(指定の通知)

第5条 市長は、条例第5条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、当該指定管理者に対し指定管理者指定通知書(様式第6号)により通知しなければならない。

(事業報告書の様式)

第6条 条例第8条に規定する事業報告書は、指定管理者事業報告書(様式第7号)とし、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(業務の休廃止承認申請の様式等)

第7条 条例第10条の規定により指定管理者が指定施設の管理の業務を休止し、又は廃止するときは、指定施設業務休止(廃止)承認申請書(様式第8号。以下「承認申請書」という。)を、指定管理者が指定施設の管理の業務を休止又は廃止しようとする日の1月前までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の承認申請書の提出があったときは、速やかに承認申請書の内容を審査し、指定管理者に指定施設業務休止(廃止)承認(申請棄却)通知書(様式第9号)により通知しなければならない。

(指定の取消し等)

第8条 市長は、指定管理者に条例第12条第1項に規定する指定の取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じるときは、当該指定管理者に対し指定管理者指定(一部)取消し・停止通知書(様式第10号)により通知しなければならない。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第10条 この規則を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、第2条、第3条及び第5条から第9条までの規定中「市長」とあるのは、「教育委員会」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月7日規則第6号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月13日規則第30号)

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則(令和2年8月14日規則第30号)

この規則は、令和2年9月1日から施行する。

附 則(令和7年3月28日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この規則の施行後にした行為に対して、他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

様式第1号(第3条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

福津市長 様

申請者

主たる事務所の所在地

法人又は団体の名称

代表者の氏名

連絡先(電話)



福津市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 指定を受けようとする公の施設

施設の名称	
施設の所在地	福津市

3 地域住民・地域団体・市との連携や共働による事業展開について

【指定施設の効用発揮について】

1 施設の効果的な活用について

2 利用者のニーズ把握について

【管理経費の縮減について】

1 管理経費の縮減について

【管理を安定して行う物的能力及び人的能力について】

1 人員配置計画

2 安全管理への対策

3 専門性・熱意・意欲

4 個人情報の保護

【地域振興への寄与・独自性等】

1 地域振興への寄与（雇用・委託・物品購入等）

2 施設特有の利用について（自主事業）

3 まちづくり基本構想を意識した取り組み・家庭と就業及び活動の両立への
取り組みについて

その他特記すべき事項があれば記入してください

様式第3号(第3条関係)

収 支 計 画 書

(単位：千円)

名称		年度	年度	年度	年度	備考
収入項目	利用料					
	その他					
収入合計 (A)						
支出項目	人件費					
	賃貸料					
	維持管理費					
	総務費					
	事業費					
	租税公課					
	予備費					
支出合計 (B)						

備考

- 1 指定管理者の指定を受けようとする年度分を記入すること。
- 2 名称の欄に既に記載しているもの以外の経費を記入する場合は、備考の欄にその内容を記入すること。
- 3 消費税及び特別地方消費税を含んだ額を記入すること。

様式第4号(第3条関係)

収支計算書算定内訳書

(単位：千円)

名称		年度	年度	年度	年度	備考
収入項目	利用料					
	その他					
	前期繰越金					
	入会金、年会費					
収入合計 (A)						
支出項目	人件費					
	給料					
	役員報酬					
	賃貸料					
	賃借料					
	リース料					
	維持管理費					
	保険料					
	水道光熱費					
	修繕費					
	総務費					
	会議費					
	視察研修費					
	消耗品費					
	通信費					
	事務用品費					
	厚生費					
	備品					
	雑費					
	その他					
	事業費					
	広告宣伝費					
	イベント経費					
	租税公課					
予備費						
支出合計 (B)						

備考

- 1 様式第3号に記入した名称の内訳を記入すること。
- 2 様式第3号に記入した名称以外の内訳の名称については、適宜、変更し、記入すること。

様式第5号(第3条関係)

宣 誓 書

私は、福津市公の施設における指定管理者の指定の申請を行うに当たり、次の事項に該当しないことを宣誓します。

- 1 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第11項の規定により本市から指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない団体
- 2 次の各号に該当する者が役員となっている団体
 - (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 精神の機能の障害により指定管理者の役員として必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (4) 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員)
 - (6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

法人又は団体の名称

代表者の氏名

㊟

様式第6号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

福津市長



指 定 管 理 者 指 定 通 知 書

福津市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり貴法人(団体)を本市の公の施設における指定管理者に指定します。

記

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	福津市

2 管理を行わせる期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 管理業務の範囲

(1)

(2)

(3)

4 利用料金に関する事項

5 その他

管理業務の細目的事項については、別途締結する協定により定めるものとします。

様式第7号(第6条関係)

指定管理者事業報告書

年 月 日

福津市長 様

報告者
主たる事務所の所在地

法人又は団体の名称

代表者の氏名
連絡先(電話) ㊟

福津市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第8条の規定による指定管理者に関する事業について、関係書類を添えて報告します。

記

1 指定管理者の指定を受けた公の施設

施設の名称	
施設の所在地	福津市

2 事業報告の概要

(1) 管理業務の実施状況及び利用状況

(件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用申請数													
許可数													
不許可数													
合計													

(2) 利用にかかる料金の収入の実績

(人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用者数													
内訳													
収入金額(円)													

(3) 管理にかかる経費の収支状況

(円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
収入	利用料												
	その他												
支出													
差引合計													

様式第8号(第7条関係)

指定施設業務休止(廃止)承認申請書

年 月 日

福津市長 様

申 請 者

主たる事務所の所在地

法人又は団体の名称

代表者の氏名

連絡先(電話)



指定管理者の指定を受けている下記施設につきまして、下記理由により指定施設の業務の休止(廃止)の承認をいただきたく、福津市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第10条の規定により、関係書類を添えて申請をします。

記

1 指定管理者の指定を受けた公の施設

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	福津市

2 指定管理者の指定を受けた期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 指定施設の業務の休止(廃止)の理由

様式第9号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

福津市長



指定施設業務休止(廃止)承認(申請棄却)通知書

年 月 日付けで申請がありました指定施設の業務休止(廃止)につきまして、
下記の理由により、申請を承認(申請棄却)します。

記

1 指定施設の業務休止(廃止)申請の施設の名称及び所在地

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	福津市

2 指定施設の業務休止(廃止)の時期

年 月 日

3 理由

様式第10号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

福津市長



指定管理者指定(一部)取消し・停止通知書

貴法人(団体)を下記施設における指定管理者に指定していましたが、福津市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第12条第1項の規定に基づき、下記理由により、指定の(一部)取り消し(停止)を命じる旨を通知します。

記

1 指定施設の業務休止(廃止)申請の施設の名称及び所在地

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	福津市

2 指定の取消し(停止)等の命令の内容

- 指定の取消し(年 月 日付け)
 - 期間を定めての管理業務の全部の停止
(年 月 日から 年 月 日まで)
 - 期間を定めての管理業務の一部の停止
(年 月 日から 年 月 日まで)
- ※管理業務の中で一部停止を命じる業務の内容は別紙のとおり

3 理由

様式第1号(第3条関係)
様式第2号(第3条関係)
様式第3号(第3条関係)
様式第4号(第3条関係)
様式第5号(第3条関係)
様式第6号(第5条関係)
様式第7号(第6条関係)
様式第8号(第7条関係)
様式第9号(第7条関係)
様式第10号(第8条関係)